

【会則】

(名 称)

第1条 本会はグラスウールダクト工業会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所をマグ・イゾベール(株)本社内に置く。

(目 的)

第3条 本会はグラスウールダクト工事業者の技術向上に努め、社会的信用の向上を図り、会員相互の交流と連帯を深め、会員各社の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. グラスウールダクト事業に関する調査、研究並びに指導、情報の収集
2. 会員相互間の親睦を図る為の施策
3. その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会会員はグラスウールダクト工事に従事する事業者であつて本会の趣旨に賛同する者を以て構成し、マグ・イゾベール(株)は特別会員とする。
本会の趣旨を賛助するものを、賛助会員とし、「賛助会員細則」を定める。

(加 入)

第6条 前条に規定する資格を有する事業者は本会の承諾を得て加入することが出来る。
本会に加入の申し込みがあったときは役員会に於いてその許諾を決す。

(資格喪失)

第7条 本会の会員は次の各号の一つに該当するときはその資格を喪失する。

1. 会員が自ら退会を申し出た時
2. 会員がその営業活動を停止したる時
3. 本会の名誉を著しく傷付ける行為をなしたる時
4. 会費を1ヶ年以上滞った時

(会 費)

第8条 第6条により承諾を得た会員は会費を納入せねばならない。
納付した会費はその理由の如何を問わず返還しない。

(権利及び義務)

第9条 会員は本会の全ての問題に参与する権利と平等の利益を受ける権利を有す。

会員は信義誠実を本旨とし、本規則を遵守し、主旨完遂の為の要請に対し積極的に協力しなければならない。

(役員の定数)

第10条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 1名 |

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員の選任)

第12条 役員は会員の中より総会に於いて選任する。

(役員の職務)

第13条 会長は本会を代表し業務を執行し、総会の議長となる。

副会長は会長を補佐する。

理事は役員会に出席し議事を審議する。

監事は会計監査を執行する。

(会議の種類及び招集)

第14条 会議は総会と役員会とする。

会議は会長が招集する。

(総会)

第15条 総会は通常総会と臨時総会とする。

通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集するものとする。

臨時総会は会長が必要と認めたとき招集する。

(総会の議決事項)

第16条 総会はこの会則に定めるもののほか次の事項を議決する。

1. 事業の基本的計画
2. 予算及び収支決算の承認
3. 会費の決定
4. 会則の変更
5. その他議決を必要とする重要事項

(総会の定足数)

第17条 総会は会員の過半数の出席がなければ議決することができない。

総会の議事はこの会則の定めるものほか、出席した会員の過半数を以て決し、賛否同数のときは議長がこれを決す。

(役員会)

第18条 役員会は会長、副会長、理事で構成し、必要な都度、会長が招集する。

役員会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に提出する議案
2. 総会より委任された事項
3. 会務の執行に関する事項
4. その他の事項

(委員会)

第19条 本会の事業執行に関し会長の諮問機関として必要と認めた場合委員会を置くことができる。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。グラスワールダクト工業者の技術向上に努め、社会的信用の向上を図り、会員相互の交流と連帯を深め、会員各社の健全な発展に寄与する。